

## 第91回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和2年2月3日（月）  
午後2時から午後5時まで
- 2 場 所 神戸市教育会館 2階 203号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳  
委員 片山 朋子  
委員 住友 聡一  
委員 室崎 千重  
委員 北川 博巳
- 4 審議案件  
第1号議案 明石市におけるディオ明石店・スギ薬局明石魚住店  
の変更に係る県の意見について（法第8条第4項）
- 5 審議の概要 別紙のとおり

## 議案 1：ディオ明石店・スギ薬局明石魚住店

### 審 議 の 概 要

事務局から、前回審議会における指摘事項を踏まえ、駐車場のレイアウトが変更  
(※) された届出施設の概要（駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

(※) 変更届は不要

委員：当店舗の騒音に係る周辺への環境影響は、第 90 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会で述べたとおりでほとんど変更はない。前回審議における主な指摘事項が駐車場レイアウトの変更であったため、今回はそれを踏まえて駐車場内の車路や駐車マスが変更され、新しく予測計算が行われている。その結果は、数値が少し変更になったのみで、大きな変更点はない。

委員：前回からの微修正で、特に問題はないということか。

委員：そのとおり。

委員：B棟への荷さばき車両等の駐車時の安全対策は、いかがか。

事務局：ドライバーが前もってB棟に連絡し、店舗の従業員が待機、誘導して駐車するように変更したと聞いている。

委員：B棟の南西側のグラスパーキングの一部を来客用駐車場に変更しているが、入口1の左側には歩行者経路が設定されており、歩行者と来店車両が交錯するので、左側に誘導しない方がよい。

委員：搬出入車両も交錯するので、当該部分を来客用駐車場に設定しない方がよい。

事務局：当初の届出のとおり、入口1を入れて左側については、来客用駐車場の

設定としないように事業者へ伝える。

委員：代替の来客用駐車場は、どこに設けるのか。

事務局：計画地の北部分になると思われる。

委員：入口1を入れて左側については、どうなるのか。

事務局：カラーコーン等を設置して、昼間には来客車両が駐車できないようすると思われる。設置者に確認する。

委員：B棟南側付近の駐車マスには、どのように駐車させるのか。駐車している車両と、車路を走行中の車両が交錯しないのか。

事務局：一般的な駐車場で駐車されているように、前向き駐車やバックでの駐車などが考えられる。

委員：島状の駐車マスについては、車止めがなければ危険だと指導しているのではないのか。

事務局：設置者等に指導しているが、強制力はない。また、ピーク時の来店車両は、1分当たり2台程度である。それほど多くないので、実際に交錯する可能性は少ないと思う。

委員：駐車場で事故を起こしているのは、圧倒的に前向き駐車車両である。前向き駐車と書いてあるところ以外は、本来はバックで駐車するべきである。しかし、来店車両の全てがバックで駐車するとは限らない。駐車場の計画については、事業者の責任でもあるため、その辺りも検討しながら計画されたい。

関係人：前回の審議会の意見について事業者が再検討した結果、B棟周辺の駐車マスが当初の計画よりも減ってしまった。事業者としても、できるだけ店舗の近いところに駐車マスを設置したかったこともあり、南西のグラスパーキングを来客用に変更した。

委員：昼夜で来店経路や出入口が変わることについては、看板の設置によって対策するというにとどまるのか。

事務局：元々、看板は計画されていたが、視覚的・直感的に分かりやすいように変更し、夜間対応で、照明を設置するように変更している。また、変更のオープンからしばらくは交通誘導員を常時配置することと、状況を踏まえて、その後の交通誘導員の運用を検討するという話を事業者の方から聞いている。

委員：夜中には交通誘導員を配置しないと思うが、市道魚住 33 号線に問題はないのか。

事務局：A棟は既存店であり、従来から夜間利用制限をしている。適切に運用していれば従来とおりの運用のままであるが、新たにB棟への来客が増えるため、設置者としては、当面は適切な来退店経路の周知徹底を図るという運用を考えている。

委員：無信号交差点の交通処理について、再度説明されたい。

事務局：信号機のない交差点の交通容量の計算法によると、遅れの指標は変更前後とも「非常に大」である。しかし、今回の増築に伴う大きな変化は生じていないことと、来退店経路については地元の要望であることから、やむを得ないと考えている。

委員：敷地分割線とはどういうものか、説明されたい。

関係人：B棟の建築基準法上の敷地を表している。また、この線の左右で、A棟とB棟それぞれの「環境の保全と創造に関する条例」に基づく緑化を確保している。

委員：昼夜で来店経路が違う点については、一定の対応が図られており、それほど問題ではないと思われる。しかし、駐車場内のレイアウト、特に入

口1、出口2周辺の車両の交錯や駐車方法等について数点、意見が出た。一方で、夜間利用制限範囲が設けられているという制約もある。それらの点について、事業者としてよく検討していただきたい。

事務局：ご指摘の駐車方法については、駐車時に車両が交錯することは、多少はやむを得ないと考える。結局、「譲り合い」といった運転者同士のマナーに依存する面があるが、客観的に見てどちらが優先か分かるようなレイアウトづくりが望ましい。設置者には再検討するように伝える。

委員：意見を付けるまでの案件ではないと思われるので、原案どおり、県の意見を有しないとして、留意事項を付記するということにする。

事務局：審議の内容を踏まえ、留意事項については再検討する。

委員：場内の安全性等について、留意事項に追加されたい。また、事業者においても、車両の交錯や駐車方法等の安全性について再検討されたい。(各委員に諮った上で) 原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項については、安全性について言及したものを追加して付記するものとする。

**【審議結果：法第8条第4項の規定による県の意見（案）】**

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。特に、午前6時から午後10時までの間における国道2号からの右折入庫の禁止について、看板及び交通誘導員の配置等により徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口や店舗南側の無信号交差点に交通誘導員を配置

し、来退店車両の安全かつ円滑な出入庫を図ること。また、店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知するとともに、通学時間帯に交通誘導員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。

4 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

5 駐車場の利用に係る車両、歩行者等の通行の安全性・円滑性の確保のため、入口1及び出口2付近の車両の交錯抑制、入口1及びB棟付近の駐車マスにおける駐車時の車両の交錯抑制、荷さばき施設3付近のグラスパーキングへの来客車両の誤進入防止等の必要な対策を講じること。

6 近隣の住宅の居住者等から騒音に係る苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。

7 近隣の未利用地に住宅等が立地する場合は、騒音の発生による生活環境への影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じること。

8 建築物及び屋外広告物は、周辺地域の景観に配慮した外観及び形態にすること。

9 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。

※下線部は追記・修正事項